

秋田県保育協議会災害互助規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 秋田県保育協議会（以下「協議会」という）は、会員がお互いに助け合いの精神によって、災害互助制度を設け、保育活動の充実に寄与することを目的として本規程を定める。

(運 用)

第2条 本協議会が行う災害互助事業の業務は、この規程に定めるところによる。

第2章 会員及び会費

(会 員)

第3条 本協議会の会員にして、災害互助制度の趣旨に賛同し、会費を納入したものををもって会員とする。

(給付の対象期間)

第4条 本協議会が行う災害互助制度の見舞金の給付対象となる期間は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(会 費)

第5条 第3条による会費の額は、本協議会の一般会費の外に災害互助事業割の会費を上乗せした額とする。

定員60名までの施設1施設年会費5,000円

定員61名から90名までの施設1施設年会費6,000円

定員91名以上の施設1施設年会費8,000円

第3章 事業

(互助の種類)

第6条 互助の種類は死亡見舞金、傷害治療見舞金及び自然災害見舞金とする。

(見舞金)

第7条 本協議会は、別表に掲げる金額を見舞金として被災者に給付する。

(給付の対象及び範囲)

第8条 給付の対象は、死亡見舞金及び傷害治療見舞金については園児及び職員、自然災害見舞金については会員施設とする。また給付の範囲は、次の各号に掲げるものである。

- (1) 園の責任において行われる園内外保育中における事故が原因で死亡及び傷害治療を受けたもの。
- (2) 通常の児童の登降園、及び職員の通勤途中の事故における死亡及び傷害治療を受けたもの。
- (3) 自然災害により、通常保育が困難な被害を受けたもの。

(給 付)

第9条 会員から見舞金の請求があった場合は、速やかに別に定める災害互助委員会の審査ま

たは意見にもとづき本協議会が給付する。但し、死亡見舞金請求書は死亡後 1 ヶ月以内、傷害治療見舞金請求書は治療完了後 1 ヶ月以内、自然災害見舞金請求書は災害発生後 1 ヶ月以内か災害復旧後 1 ヶ月以内とする。

- 2 送金希望金融機関名が施設口座の場合は、被災者より領収書（様式第 5 号）を受理し提出する。

第4章 会議

（災害互助委員会）

第10条 秋田県保育協議会に災害互助委員会を設置し、その事務を本協議会事務局で扱うこととする。

- 2 災害互助委員会は、第 1 条の目的達成のため次に掲げる事項を処理する。

- (1) 別表の定める災害の事由及び程度を審査等、見舞金給付に係わる事項
- (2) 毎事業年度の特別会計の予算、決算及び事業計画に関する事項
- (3) その他災害互助制度の運営に関する事項
- (4) 様式の変更に関する事項

- 3 災害互助委員は常任委員がこれに当たる。

- (1) 委員長は、委員の互選によるものとする。

第5章 会計

（運用資金）

第11条 本災害互助制度に係わる運用資金は、会費及び補助金並びに寄附金を以てこれに当てる。なお、本協議会内に災害互助事業特別会計を設け、これをもって運用する。

- 2 災害互助事業特別会計の積立資金は確実なる金融機関に預金する。

（経費の支弁）

第12条 本事業に要する経費は、災害互助特別会計から支弁する。

（事業及び会計年度）

第13条 本災害互助事業特別会計年度の事業年度及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第6章 補則

（施行細則）

第14条 この規程を実施するために必要な事項は別に定める。

附則

この規程は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。